

【66解説文】史蹟管理者通牒・回答（昭和二年：一九二七）^{〔A〕}

〔表紙〕

「昭和二年」

史蹟名勝
天然記念物
〔朱印〕
永年保存

社兵 知事官房

発第三四号 ㊞（收受印）

昭和二年八月二十六日

唐澤内務大臣官房地理課長印

県 群馬県知事殿

史蹟名勝天然紀念物指定ニ関スル件

〔史蹟名勝天然紀念物指定に関する件〕

大正十五年十月二十日内務省告示第百五十八号、
〔大正十五年十月二十日内務省告示第百五十八号、〕

同年十月二十七日同告示第百六十二号、同年
同年十月二十七日同告示第百六十二号、同年

十一月四日同告示第百六十五号、昭和二年四
〔十一月四日同告示第百六十五号、昭和二年四〕

月八日同告示第三百十五号、同年六月十四日
〔月八日同告示第三百十五号、同年六月十四日〕

同告示第三百五十二号ヲ以テ指定セラレタル
〔同告示第三百五十二号を以（もつ）て指定せられたる〕

史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ関シテハ、大正
〔史蹟名勝天然紀念物の保存に関しては、大正〕

十一年六月発理第二五号並同十四年六月
〔十一年六月発理第二五号並同十四年六月〕

発理第七号通牒ノ次第モ有レ之、夫々御配慮

〔發理第七号通牒の次第もこれ有り、夫々（それぞれ）御配慮〕

中ノコトト被レ存候へ共、尚特ニ此ノ際各関係者

〔中のことと存ぜられ候えども、尚（なお）特に此（こ）の際各関係者〕

及一般地元民ニ対シ、本史蹟名勝天然紀念物ノ重
（及び一般地元民に対し、本史蹟名勝天然紀念物の重）

要ナル所以ヲ知ラシメ、自ラ進テ之ヲ愛護シ、
（要なる所以（ゆえん）を知らしめ、自ら進みてこれを愛護し、）

其ノ保存ニ努力セシムル様御取計相成度、別

（其（そ）の保存に努力せしむる様御取り計らい相成り度、別）

紙指定保存ノ要綱相添、此段及二通牒一候

（紙指定保存の要綱相添え、此の段通牒（つうちょう）に及び候）

追テ、保存法第五条ニ依リ、別記ノ通各管理者

（追つて、保存法第五条に依（よ）り、別記の通り各管理者）

ヲ指定セラル、見込ニ有レ之候ニ付テハ、関係者

（を指定せらるる見込みにこれ有り候に付ては、関係者）

及貴官ノ御意見承知致度、尚本指定ノ史

（及び貴官の御意見承知致し度、尚本指定の史）

蹟名勝天然紀念物ノ管理上、特ニ費用ヲ要

（蹟名勝天然紀念物の管理上、特に費用を要）

スルコト有レ之候ハゞ、其ノ所要見込額及内訳

（することこれ有り候はば、其の所要（しょよう）見込み額及び内訳）

為レ念承知致度候

（念の為（ため）承知致し度候）

月 日附 編纂
社兵第六四三号 類目

年保存 課長

昭和二年十月十四日受領 淨書印 校合印印 発送十月十八日印
昭和同年同月十五日発議 学務部社寺兵事課 大図属印

学務部長印 社寺兵事課長印 課僚印

知事代理決裁

（朱印）

知事

内務大臣官房地理課長宛

史蹟管理者ニ関スル件回答
〔史蹟管理者に関する件回答〕

八月二十六日付発第三四号御通牒追書ヲ以テ御照会
〔八月二十六日付け発第三四号御通牒追つて書を以て御照会〕

ニ係ル指定史蹟管理者ノ義ハ、御申越ノ通ニテ差支

〔に係る指定史蹟管理者の義は、御申し越しの通りにて差し支（つか）え〕

無レ之候ニ付、御了知ノ上可レ然御取計相成度及ニ回答一候也

〔これ無く候に付、御了知（りょうち）の上然（しか）るべき御取り計らい相成り度回答に及び候〕

也
〔也〕

追テ、前橋市天川町所在ニ子山古墳ハ、古クヨリニ子山

〔追つて、前橋市天川町所在ニ子山古墳は、古くよりニ子山〕

古墳ト称サレ、且一般ニモ「ニ子山」ト称シ居ルモノニ付、

〔古墳と称され、且（か）つ一般にも「ニ子山」と称し居るものに付、〕

名称「ニ子塚古墳」ヲ「ニ子山古墳」ト訂正方、御取

〔名称「ニ子塚古墳」を「ニ子山古墳」と訂正方（かた）、御取り〕

計相煩度申添候

〔計らい相煩（わざら）わし度申し添え候〕